

岐阜県介護事業者外国人留学生支援事業費補助金交付要綱

（総則）

第1条 県は、外国人介護人材の確保及び育成を図るため、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の3第1項に規定する介護サービス事業者であって県内に事業所を有するもの（以下「補助事業者」という。）が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（欠格事由）

第2条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 役員等（役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している法人
- (3) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している法人
- (4) 役員等が、その属する法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している法人
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人
- (6) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している法人

（補助対象事業等）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、経費（以

下「補助対象経費」という。)及び期間(以下「補助対象期間」という。)、基準額並びに補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

- 2 補助金交付申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める。

(補助金の交付の条件)

第5条 この補助金の交付の決定には、次に掲げる条件が付されているものとする。

- (1) 補助対象事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
ただし、補助金の額の変更が20%未満の減額である場合は、この限りでない。
 - (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、その旨を速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
 - (4) 補助事業者が留学生に給付し、又は貸与した奨学金の返還又は返済を求める場合は、当該奨学金の額から当該留学生に係る補助金の額を控除した額を返還させ、又は返済させること。この場合において、当該留学生から補助事業者が負担した額を超える額が返還され、又は返済されたときは、補助事業者は、当該額を県に返還すること。
- 2 前項第1号及び第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合の申請書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 前項第1号の承認 事業内容変更承認申請書(別記第2号様式)
 - (2) 前項第2号の承認 事業中止(廃止)承認申請書(別記第3号様式)

(申請の取下げ)

第6条 規則第8条第1項の取下げは、規則第5条の規定による補助金の交付決定の日から起算して10日以内に別記第4号様式により行うものとする。

(実績報告)

第7条 実績報告書の様式は、別記第5号様式のとおりとする。

- 2 実績報告書には、別記第5号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了の日(廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。)から30日を経過する日又は補助対象事業の完了

の日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。

(履行確認)

第8条 知事は、事業完了後速やかに、実績報告書のほか、必要に応じて行う現地調査又は聴取により、履行の確認を行うものとする。

- 2 知事は、前項の規定による現地調査を行うときは、あらかじめ、補助事業者に対し、調査の日時、場所その他必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急に調査を行う必要があるときは、この限りでない。

(補助金の交付時期等)

第9条 この補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。

- 2 補助事業者は、別に知事が指定するところにより、別記第6号様式による補助金交付請求書を提出しなければならない。

(暴力団の排除)

第10条 規則第4条の申請があった場合において、当該申請をした者が第2条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

- 2 知事は、規則第5条の規定による交付決定をした後において、当該交付決定を受けた者が第2条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。
- 3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(書類、帳簿等の保存期間)

第11条 規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度以後5年間とする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和２年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和３年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和６年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和７年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表（第3条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助対象期間	基準額	補助率	補助金の額
介護福祉士の資格取得を目指す外国人留学生（補助事業者の事業所において就労する予定の者に限る。）に対し、日本語学校（卒業後県内又は岐阜県近郊の介護福祉士養成施設に進学する場合に限る。）に係る学費及び居住費等に対する奨学金を給付し、又は貸与する事業	奨学金	1年以内（退学した場合には、退学した日の属する年度の初日から退学した日までの期間を除く。）	外国人留学生1人当たり （1）学費 月額50,000円 （2）居住費等 月額30,000円 なお、受入介護サービス事業者が上記の補助基準額を超えて介護人材の確保に向け積極的に支援を行う場合に限り、以下ア、イのとおり居住費等の基準額を加算する。 ア 月額20,000円以内の加算 イ 入居に係る初期費用等について、月額50,000円以内の加算（当該月に限る。）	3分の1	総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額、補助対象経費の実支出額及び基準額を比較していずれか少ない額に補助率を乗じて得た額 （当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）

備考

「居住費等」とは、賃貸住宅の家賃、食費、光熱費等の日常生活上で継続的に発生する経費をいう。

別記

第1号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

法人所在地

法人名称

代表者の職氏名

年度岐阜県介護事業者外国人留学生支援事業費補助金交付申請書

このことについて、下記により関係書類を添えて申請します。

記

1 申請額 金 円

2 所要額調書（別紙1）

3 事業実施計画書（別紙2）

4 添付書類

- （1）該当する外国人留学生が、日本語学校に在籍していることが分かる書類
- （2）奨学金制度の内容が分かる規程等
- （3）その他知事が必要と認める書類

(別紙 1)

年度岐阜県介護事業者外国人留学生支援事業費補助金所要額調書

法人名： _____

(単位：円)

留学生の氏名	対象経費	総事業費 (A)	寄附金その他 の収入額 (B)	差引額 (A)－(B) (C)	補助対象経費 の支出予定額 (D)	基準額 ×支給月数 (E)	県補助基本額 (F)	補助 率 (G)	県補助所要額 (H)
	学費							1/3	
	居住費等								
	学費							1/3	
	居住費等								
	学費							1/3	
	居住費等								
	学費							1/3	
	居住費等								
	学費							1/3	
	居住費等								
小 計	学費							1/3	
	居住費等								
合 計									

本件に係る事務担当者		担当者連絡先（電話）		担当者連絡先（メール）	
------------	--	------------	--	-------------	--

- 注 1 (A) 欄には、外国人留学生に対し給付し、又は貸与する奨学金の合計額を記入してください。
- 2 (B) 欄には、当該事業に係る収入額を記入してください。
- 3 (D) 欄には、(A) 欄の事業費のうち、補助対象経費の支出予定額を記入してください。
- 4 (E) 欄には、別表に掲げる基準額に支給月数を乗じて得た額を記入してください。なお、基準額の加算を行う場合は、別表に掲げる基準額に支給月数を乗じて得た額と加算額を合計した額を記入してください。
- 5 (F) 欄には、(C) 欄と (D) 欄と (E) 欄を比較していずれか少ない額を記入してください。
- 6 (H) 欄には、(F) 欄の額に (G) 欄の補助率を乗じて得た額を記入してください。(1,000 円未満切捨て)
- 7 外国人留学生が 5 人を超える場合は、行を追加してください。

(別紙2)

事業実施計画書

1. 外国人留学生の概要 法人名: _____

留学生氏名		
生年月日（年齢）		年 月 日 （ 歳）
国籍		
日本語学校	学校名、学科名	
	入学年月日	年 月 日
	卒業(予定)年月日	年 月 日
介護福祉士 養成施設	学校名、学科名	
	入学(予定)年月日	年 月 日
	卒業(予定)年月日	年 月 日
就労（予定）先		

2. 外国人留学生に対する育成支援等

※ 日本語学習や介護技術の習得、介護福祉士の資格取得に向けた取組、アルバイトの状況、日常生活の支援内容等を記入

※ 居住費等基準額の加算を行う場合は、介護人材の確保に向け積極的に行う支援についても記入

3. 給付（貸与）計画 (単位：円)

給付日	対象経費			
	①学費		②居住費等	
	月分	給付（貸与）金額 (円)	月分	給付（貸与）金額 (円)
【例】令和3年4月5日	4月分	50,000	4月分	30,000
合計				

注 外国人留学生ごとに作成してください。

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

法人所在地
法人名称
代表者の職氏名

年度岐阜県介護事業者外国人留学生支援事業費補助金事業内容変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた 年度岐阜県介護事業者外国人留学生支援事業費補助金について、下記のとおり事業の内容を変更したいので、承認されるよう申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

既 交 付 決 定 額	金	円
変 更 額	金	円

注 承認申請に当たっては、別記第 1 号様式の関係書類を添付してください。

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

法人所在地
法人名称
代表者の職氏名

年度岐阜県介護事業者外国人留学生支援事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた 年度岐阜県介護事業者外国人留学生支援事業費補助金について、下記の理由により、事業を中止（廃止）したいので、承認されるよう申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止（廃止）の時期

第4号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

法人所在地
法人名称
代表者の職氏名

年度岐阜県介護事業者外国人留学生支援事業費補助金に係る交付申請取下書

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた 年度岐阜県介護事業者外国人留学生支援事業費補助金に係る交付申請を下記の理由により取り下げます。

記

（理由）

備考 「記」以下は、取下げの理由を、具体的かつ詳細に記載すること。

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

法人所在地
法人名称
代表者の職氏名

年度岐阜県介護事業者外国人留学生支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた 年度岐阜県介護事業者外国人留学生支援事業費補助金に係る事業実績について、下記により関係書類を添えて報告します。

記

- 1 精算額 金 円
- 2 所要額精算書（別紙1）
- 3 事業実績報告書（別紙2）
- 4 添付資料
 - ・外国人留学生に対し奨学金を給付し、又は貸与したことを証するもの（領収書や銀行振込書の写しなど）
 - ・全課程を修了したこと（修了見込みを含む。）を証するもの（成績証明書の写しなど）
 - ・その他参考となる資料

(別紙 1)

年度岐阜県介護事業者外国人留学生支援事業費補助金所要額精算書

法人名： _____

(単位：円)

留学生の氏名	対象経費	総事業費 (A)	寄附金その 他の収入額 (B)	差引額 (A)－(B) (C)	補助対象経費 の支出済額 (D)	基準額 ×支給月数 (E)	補助 率 (F)	選定額 (G)	既交付決定額 (H)	県補助所要額 (I)
	学費						1/3			
	居住費等									
	学費						1/3			
	居住費等									
	学費						1/3			
	居住費等									
	学費						1/3			
	居住費等									
	学費						1/3			
	居住費等									
小 計	学費						1/3			
	居住費等									
合 計										

本件に係る事務担当者		担当者連絡先（電話）		担当者連絡先（メール）	
------------	--	------------	--	-------------	--

- 注 1 (A) 欄には、外国人留学生に対し給付し、又は貸与した奨学金の合計額を記入してください。
- 2 (B) 欄には、当該事業に係る収入額を記入してください。
- 3 (D) 欄には、(A) 欄の事業費のうち、補助対象経費の支出済額を記入してください。
- 4 (E) 欄には、別表に掲げる基準額に支給月数を乗じて得た額を記入してください。なお、基準額の加算を行う場合は、別表に掲げる基準額に支給月数を乗じて得た額と加算額を合計した額を記入してください。
- 5 (G) 欄には、(C) 欄と (D) 欄と (E) 欄を比較していずれか少ない額に補助率を乗じて得た額を記入してください。(1,000 円未満切捨て)
- 6 (I) 欄には、(G) 欄と (H) 欄を比較していずれか少ない額を記入してください。
- 7 外国人留学生が 5 人を超える場合は、行を追加してください。

(別紙2)

事業実績報告書

1. 外国人留学生の概要

法人名： _____

留学生氏名		
生年月日（年齢）		年 月 日 （ 歳）
国籍		
日本語学校	学校名、学科名	
	入学年月日	年 月 日
	卒業(予定)年月日	年 月 日
介護福祉士 養成施設	学校名、学科名	
	入学(予定)年月日	年 月 日
	卒業(予定)年月日	年 月 日
就労（予定）先		

2. 外国人留学生に対する育成支援等

※ 日本語学習や介護技術の習得、介護福祉士の資格取得に向けた取組、アルバイトの状況、日常生活の支援内容等を記入
※ 居住費等基準額の加算を行う場合は、介護人材の確保に向け積極的に行った支援についても記入

3. 給付（貸与）の実施状況

(単位：円)

給付（貸与）日	対象経費			
	①学費		②居住費等	
	月分	給付（貸与）金額 (円)	月分	給付（貸与）金額 (円)
【例】令和3年4月5日	4月分	50,000	4月分	30,000
合計				

注 外国人留学生ごとに作成してください。

第 6 号様式（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

法人所在地
法人名称
代表者の職氏名

年度岐阜県介護事業者外国人留学生支援事業費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で額の確定を受けた 年度岐阜県介護事業者外国人留学生支援事業費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり請求します。

記

- 1 補助金請求額 円
- 2 振込先金融機関及び本（支）店名
- 3 預金種別
- 4 口座番号
- 5 口座名義

発行責任者氏名		担当者氏名	
担当連絡先電話番号			